

13. 2 事業所勤務者の通算労働時間管理+通勤労災

(Q13) 複数の事業所（会社）を掛け持ち（契約）して勤務するヘルパーがいます。このヘルパーの労働時間を管理する場合、他の事業所での勤務時間も含めて 8 時間を超える場合は、割増賃金を支払わなければならないのでしょうか。また、複数の事業所間を移動する際に怪我をした場合の通勤災害はどのようにすればよいのでしょうか？

(A13) ヘルパーの労働時間は、他の事業所で勤務した時間も通算されます。そのため、他の事業所での勤務時間も含めて 8 時間を超える場合は、割増賃金を支払わなければなりません。

また、複数の事業所間を移動する際に怪我をした場合、その怪我が御社の事業所へ向かう途中のものであれば、御社の事業所で通勤労災の手続きを行う必要があります。

(解説)

1. 複数の事業所で勤務した労働時間の取り扱い

労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算すると労働基準法第 38 条第 1 項で定めていることから、勤務時間を合計して 8 時間を超えた場合は、割増賃金を支払わなければなりません。支払いの義務のあるのは後者の事業場となります。

2. 複数の事業所で勤務する労働者の通勤災害の取り扱い

労災保険法では、いわゆる通勤途上の怪我についても保険給付の対象とされており、住居と就業の場所との間の往復だけでなく、複数の事業所で勤務する労働者について、一つ目の事業所から二つ目の事業所への移動についても、通勤災害の対象としています。

万が一、複数の事業所間を移動中に怪我をしてしまった場合は、終点たる事業所（A 事業所から B 事業所へ移動中に怪我をした場合は、B 事業所が終点たる事業所）が療養給付などの手続きを所轄の労働基準監督署にて行います。

(対応方法)

- ・複数の事業所を掛け持ちして勤務しているヘルパーがいないか、勤務実態を確認しましょう。
- ・通勤労災が発生した場合、終点たる事業所に該当しているかどうかの確認をし、終点たる事業所に該当する場合は必要な手続きを、終点たる事業所に該当しない場合はその旨をヘルパーに説明しましょう。

→合わせてご覧ください

「雇用管理改善のための業務推進マニュアル 13. 適正な労働時間の管理を」